令和８年（フ）第４４８号
函館市宮前町10番17号　サービス付高齢者住宅あーる
債務者　葛西美惠子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１０８号
三重県志摩市志摩町和具2292番地３
債務者　三橋　照久
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第７６９号
埼玉県所沢市大字山口2732番地の４　アビタシオン下山口301
債務者　沼田季乃華
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１４８３号
埼玉県新座市北野三丁目14番４号　エクセラン105号室
債務者　倉持　　準
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２２号
埼玉県川口市戸塚２丁目24番９―206号　東川口弥生マンション
債務者　小西　凜宝
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７８号
埼玉県川口市大字西立野867番地　ディアフレンドＫＯＩＺＵＭＩ　308号
債務者　髙島　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１９号
埼玉県和光市本町10番29号　アネックス和光Ａ５
債務者　三浦　隆義
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２８８号
岡山県倉敷市中島1964番地２　エスペランサ中島202号、転居前の住所岡山県倉敷市宮前466番地６　プレジール22―201
債務者　田村　　晴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
岡山県倉敷市福田町古新田370番地16
債務者　井上　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８８１号
北九州市小倉北区江南町５番47―302号
債務者　猿渡　達也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３号
北海道天塩郡豊富町字豊富西３条５丁目　富士見団地６号棟11号
債務者　秋元　　萌
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
旭川地方裁判所稚内支部

令和８年（フ）第６４４号
栃木県下野市緑二丁目3286番地11
債務者　Ｋ２プロジェクトこと　河野　修二
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３８０号
静岡県浜松市中央区長鶴町52番地の１　リヴェール浜松　107号室
債務者　小杉莉穂子（旧姓長田）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
静岡県袋井市久能2995番地の２　可睡寮
債務者　金子　　馨
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２１２５号
愛知県東海市加木屋町御林16番地の65
債務者　谷口　利樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５１号
名古屋市守山区川東山3321番地　尾張荘
債務者　四條　郁雄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３００号
名古屋市南区砂口町130番地　指定共同生活介護あさがお
債務者　寺本真由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部